

(別紙)

1. 「飼料等検査実施要領の制定について」(昭和52年5月10日付け52畜B第793号農林水産省畜産局長通知)一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>(別紙) 第1・2 [略] 第3 センターにおける試験 センターで行う試験は、次に掲げる方法により遅滞なく速やかに行うものとする。なお、次のいずれにも試験方法が規定されていないものについては、精度及び正確さがこれらと同等であると認められる方法により行うものとする。 1・2 [略] 3 「<u>飼料分析基準</u>」(令和5年12月1日付け5消安第4714号農林水産省消費・安全局長通知)に規定する分析方法及び鑑定方法 別記 [略]</p>	<p>(別紙) 第1・2 [略] 第3 センターにおける試験 センターで行う試験は、次に掲げる方法により遅滞なく速やかに行うものとする。なお、次のいずれにも試験方法が規定されていないものについては、精度及び正確さがこれらと同等であると認められる方法により行うものとする。 1・2 [略] 3 「<u>飼料分析基準</u>」(平成20年4月1日付け19消安第14729号農林水産省消費・安全局長通知)に規定する分析方法及び鑑定方法 別記 [略]</p>

2. 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について」(昭和56年7月27日付け656畜B第1594号農林水産省畜産局長、水産庁長官通知)一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>[略] 別記1・2 [略] 別記3 飼料のアミノ酸又は可消化養分総量若しくは代謝エネルギーの取扱い 1 [略] 2(1)・(2) [略] (3)アミノ酸の試験法 アミノ酸の試験法は、「<u>飼料分析基準の制定について</u>」(令和5年12月1日付け5消安第4714号農林水産省消費・安全局長通知。以下「飼料分析基準」という。)による。</p> <p>[以下省略]</p>	<p>[略] 別記1・2 [略] 別記3 飼料のアミノ酸又は可消化養分総量若しくは代謝エネルギーの取扱い 1 [略] 2(1)・(2) [略] (3)アミノ酸の試験法 アミノ酸の試験法は、「<u>飼料分析基準の制定について</u>」(平成20年4月1日付け19消安第14729号農林水産省消費・安全局長通知。以下「飼料分析基準」という。)による。</p> <p>[以下省略]</p>

3. 「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知)一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>[略] 1～4 [略] 5 本基準に係る分析法は、「<u>飼料分析基準</u>」(令和5年12月1日付け5消安第4714号農林水産省消費・安全局長通知)によるものとする。 [別紙省略]</p>	<p>[略] 1～4 [略] 5 本基準に係る分析法は、「<u>飼料分析基準</u>」(平成20年4月1日付け19消安第14729号農林水産省消費・安全局長通知)によるものとする。 [別紙省略]</p>

4. 「飼料製造に係るサルモネラ対策のガイドラインについて」(平成10年6月30日付け10-12農林水産省畜産局流通飼料課長通知)一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>[別添] 第1・2 [略] 第3 配合飼料工場の製造管理対策 1 原料に関わる対策 (1)～(4) [略] (5)原料の検査 ア [略] イ 検査方法 検査方法は、「<u>飼料分析基準</u>」(令和5年12月1日付け5消安第4714号農林水産省消費・安全局長通知)によることを原則とするが、市販の簡易検査キット等によることもできる。 [以下省略]</p>	<p>[別添] 第1・2 [略] 第3 配合飼料工場の製造管理対策 1 原料に関わる対策 (1)～(4) [略] (5)原料の検査 ア [略] イ 検査方法 検査方法は、「<u>飼料分析基準</u>」(平成20年4月1日付け19消安第14729号農林水産省消費・安全局長通知)によることを原則とするが、市販の簡易検査キット等によることもできる。 [以下省略]</p>

5. 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正する省令の施行について」(平成18年5月26日付け18消安第2321号農林水産省消費・安全局長通知)一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第1～3 [略]</p> <p>第4 その他の留意事項について</p> <p>1 分析について</p> <p style="padding-left: 2em;">飼料中の残留農薬の基準値を確認する分析方法は、「<u>飼料分析基準</u>」(令和5年12月1日付け5消安第4714号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき実施することとする。</p> <p>[以下省略]</p>	<p>第1～3 [略]</p> <p>第4 その他の留意事項について</p> <p>1 分析について</p> <p style="padding-left: 2em;">飼料中の残留農薬の基準値を確認する分析方法は、<u>飼料分析基準</u>(平成7年11月15日付け7畜B第1660号農林水産省畜産局長通知)に基づき実施することとする。</p> <p>[以下省略]</p>

6. 「飼料の安全性評価基準及び評価手続きの制定について」(平成20年5月19日付け20消安第597号農林水産省消費・安全局長通知)一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>[別添]</p> <p>I～V [略]</p> <p>VI 試験の実施方法の概要</p> <p>1 [略]</p> <p>2 含有成分の分析</p> <p style="padding-left: 2em;">次に掲げる事項については「<u>飼料分析基準の制定について</u>」(令和5年12月1日付け5消安第4714号農林水産省消費・安全局長通知)に記載の方法で行うものとする。</p> <p>[以下省略]</p>	<p>[別添]</p> <p>I～V [略]</p> <p>VI 試験の実施方法の概要</p> <p>1 [略]</p> <p>2 含有成分の分析</p> <p style="padding-left: 2em;">次に掲げる事項については「<u>飼料分析基準の制定について</u>」(平成20年4月1日付け19消安第14729号農林水産省消費・安全局長通知)に記載の方法で行うものとする。</p> <p>[以下省略]</p>

7. 「ウクライナ産脱脂粉乳等への飼料への使用について(注意喚起)」(平成20年9月9日付け20消安第6377号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知)一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 確認のための試験方法は、脱脂粉乳等は飼料分析基準(令和5年12月1日付け5消安第4714号消費・安全局長通知)に定める方法に、脱脂粉乳等を使用した配合飼料は別紙の方法によること。 [以下省略]</p>	<p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 確認のための試験方法は、脱脂粉乳等は飼料分析基準(平成20年4月1日付け19消安第14729号消費・安全局長通知)に定める方法に、脱脂粉乳等を使用した配合飼料は別紙の方法によること。 [以下省略]</p>

8. 「飼料中の放射性セシウムの検査方法について」(平成23年8月3日付け23消安第2489号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知)一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>別添1 [略]</p> <p>別添2 濃厚飼料(配合飼料、混合飼料、単体飼料等)の放射能測定マニュアル</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 試料の前処理</p> <p>① 採取試料から測定に供する量を均一に採る。ペレット状など粒径が大きく、マリネリ容器に充填したときに空隙を生じる場合は、「飼料分析基準の制定について」(令和5年12月1日付け5消安第4714号。農林水産省消費・安全局長通知)の「第2章 分析用試料の調整法等」により粉砕する。 [以下省略]</p>	<p>別添1 [略]</p> <p>別添2 濃厚飼料(配合飼料、混合飼料、単体飼料等)の放射能測定マニュアル</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 試料の前処理</p> <p>① 採取試料から測定に供する量を均一に採る。ペレット状など粒径が大きく、マリネリ容器に充填したときに空隙を生じる場合は、「飼料分析基準の制定について」(平成20年4月1日付け19消安第14729号。農林水産省消費・安全局長通知)の「第2章 分析用試料の調整法等」により粉砕する。 [以下省略]</p>

9. 「加工食品残さを原料とする動物質性飼料中の牛由来たん白質の確認試験法について」(平成26年10月27日付け26消安第3691号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知)一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>[別添] [略] 試料の採取、保管および調整法については、<u>飼料分析基準(令和5年12月1日付け5消安第4714号農林水産省消費・安全局長通知)第17章第1節の規定</u>による。 [以下省略]</p>	<p>[別添] [略] 試料の採取、保管および調整法については、<u>飼料分析基準(平成20年4月1日付け19消安第14729号農林水産省消費・安全局長通知)第17章第1節の規定</u>による。 [以下省略]</p>

10. 「飼料の安全性評価基準及び評価手続きの制定について」(平成20年5月19日付け20消安第597号農林水産省消費・安全局長通知)一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>[別添] I～V [略] VI 試験の実施方法の概要 1 [略] 2 含有成分の分析 次に掲げる事項については「<u>飼料分析基準の制定について</u>」(令和5年12月1日付け5消安第4714号農林水産省消費・安全局長通知)に記載の方法で行うものとする。 [以下省略]</p>	<p>[別添] I～V [略] VI 試験の実施方法の概要 1 [略] 2 含有成分の分析 次に掲げる事項については「<u>飼料分析基準の制定について</u>」(平成20年4月1日付け19消安第14729号農林水産省消費・安全局長通知)に記載の方法で行うものとする。 [以下省略]</p>

11. 「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について」(令和2年8月31日付け2消安第2496号農林水産省消費・安全局長通知)一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>[略]</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 食品循環資源利用飼料の原料の収集、製造、保管等における安全確保対策</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 品質管理</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3)分析方法及び分析場所</p> <p>分析方法は、「飼料分析基準」(令和5年12月1日付け5消安第4714号農林水産省消費・安全局長通知)によることを原則とするが、市販の簡易検査キット等を用いても差し支えない。なお、分析は、自社の品質管理室又は外部の分析機関で行うこと。</p> <p>[以下省略]</p>	<p>[略]</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 食品循環資源利用飼料の原料の収集、製造、保管等における安全確保対策</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 品質管理</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3)分析方法及び分析場所</p> <p>分析方法は、「飼料分析基準」(平成20年4月1日付け19消安第14729号農林水産省消費・安全局長通知)によることを原則とするが、市販の簡易検査キット等を用いても差し支えない。なお、分析は、自社の品質管理室又は外部の分析機関で行うこと。</p> <p>[以下省略]</p>